

アイヌ住宅貸付の目的・背景①

目的

アイヌ住民の居住する住宅の新築等について、必要な資金の貸付を行うことにより、アイヌ住民の居住環境の整備改善を図る

背景

アイヌの厳しい生活実態を踏まえ、北海道は、昭和36年から国の支援のもとに、アイヌの福祉向上施策を実施しており、その一環として道が昭和48年に、国が昭和50年に補助制度を創設

●アイヌの生活実態について

北海道が実施した「平成25年北海道アイヌ生活実態調査」において、生活の様々な面で、未だ格差があることが明らかになっている

「平成25年北海道アイヌ生活実態調査」の抜粋

○ 生活保護率の状況

アイヌの人たち	44.8%
アイヌ居住市町村数	33.1%

○ 世帯の年間所得の状況

アイヌの人たち		平成26年国民生活基礎調査	
100万円未満	11.6%	100万円未満	6.6%
100～199万円	20.0%	100～200万円	13.9%
200～349万円	26.4%	200～300万円	14.3%
350～499万円	17.3%	300～400万円	13.4%
500万円以上	16.7%	400～500万円	10.1%
未回答	8.0%	500万円以上	41.7%

○ 進学率の状況

高校	アイヌの人たち	92.6%
	アイヌ居住市町村数	98.6%
大学	アイヌの人たち	25.8%
	アイヌ居住市町村数	43.0%

アイヌ住宅貸付の目的・背景②

● 補助金の概要について

○ 補助率

貸付を行った市町村に対して、国と道からそれぞれ貸付額の1/8ずつ(合計1/4)を補助

ただし、既に貸付を行っている資金も含めた貸付事業の累計の収支見込みが黒字になる市町村の貸付事業は交付対象外

○ 補助率算定の根拠(国からの資料による)

貸付に伴い市町村が負担するコストを補う目的で、下記の①から②を引いた1.1%
× 貸付期間25年 \div 25%(1/4)を補助

- ① 市町村が貸付資金を調達してから償還されるまでに負担することとなる金利、事務費、**未償還分** 3.1%
- ② 市町村がアイヌ住民に貸し付ける際の金利分 2.0%

アイヌ住宅貸付の概要

貸付条件

区分	貸付上限	償還期間	年利
住宅新築	760万円	25年	2%
住宅改修	480万円	15年	
宅地取得	590万円	25年	

(注意)

- ・償還期間は最長のもの
- ・貸付上限、償還期間、年利は国・道の補助基準

貸付資格

- 市内に1年以上居住し、現に市税を滞納していない者
- 元利償還が可能な者で、一定要件の連帯保証人(2名)を定められる者

担保設定

貸付金の額が160万円を超える場合は、原則、札幌市を第1順位とする抵当権を設定する。但し、特別の事情がある場合は順位を変更できる

貸付状況

区分	貸付額	滞納額	償還率
貸付け状況	17億8,400万円	4億8,900万円	75.1%
人数	189人	73人	—

(H26年度末時点)

アイヌ住宅貸付運用方針(現行)の概要

貸付資格 の追加要件

- 世帯の年間総所得が、生活保護基準(生活扶助費)を上回る
- 年間返済額が、借受世帯の年収の25%を上回らない

市外物件の 取扱い

市外であっても、小樽、江別等の札幌都市圏に住宅等を取得する場合で、借受者の勤務地等が引き続き札幌市内である場合は貸付の対象とする

保証人要件 の緩和

- 連帯保証人として、現に資金の他の連帯保証人でない者を2名定めることが困難な場合、2名のうち1名は、アイヌ住宅資金の連帯保証人であっても一定要件を満たせば連帯保証人となることを承認する
- 連帯保証人として、現に資金貸付を受けていない者を定めることが困難な場合、連帯保証人2名のうち1名は、一定要件を満たせば既借受者であっても他の借受者の連帯保証人となることを認める

違約金の 取扱い

償還期日までに支払いがない場合でも違約金は徴収しない。但し、償還に誠意が認められない借受者はこの限りではない